

# 宿泊約款

## 第1条：適用範囲

1. 当ホテルが宿泊者様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条：宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日
  - (3) その他当ホテルが必要と定める事項
2. 宿泊者様が、宿泊中に宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理致します。
3. 宿泊の継続の申込みをした宿泊者様は、再度当ホテルが宿泊者様氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼した時は、直ちに提出するものと致します。

## 第3条：宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが第2条の申込みを承諾したときに成立するものと致します。  
ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払い頂きます。
3. 当ホテルがインターネット等に誤った宿泊料金を提示又は電話等で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合、当該宿泊料金とその前後の期日の宿泊料金に比べ著しく低廉であるときは、当該料金につき、「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

## 第4条：宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申込みが、この約款の定めによらないとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊者様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊者様が、他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
  - (5) 宿泊者様が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (7) 宿泊者様が泥酔者で、他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊者様が他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
  - (8) 施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 災害等緊急事態の発生等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
  - (11) 宿泊の申込みをするお客様又は宿泊しようとするお客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体、その他反社会勢力の構

成員又はその関係者であるとき。

- (12) 宿泊者様が当ホテル内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれら類似品の所持もしくは使用する恐れがあるとき。
- (13) ホテル館内及び客室内にて喫煙が発覚したとき。  
(万一喫煙が発覚した場合、客室クリーニング費用に要する全額を請求致します)
- (14) 宿泊の申し込みをしたお客様が、第2条に基づく依頼に対し直ちに応じなかったとき。
- (15) その他都道府県条例等の規定に該当する場合

## 第5条：宿泊者様の契約解除権

1. 宿泊者様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊者様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当ホテルは別表第二に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
3. 当ホテルは、宿泊者様が当ホテル又は当ホテル関係者に連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者様により解除されたものとみなし処理することができるものと致します。

## 第6条：当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊者様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (2) 宿泊者様が故意により館内施設に損害を与えたと明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊者様が当ホテル、近隣施設、近隣住民及び他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたと認められるとき。
  - (4) 宿泊者様が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 宿泊者様が泥酔者で、他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊者様が他の宿泊者様に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
  - (7) 施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 災害等緊急事態の発生等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
  - (10) 宿泊の申し込みをするお客様又は宿泊しようとするお客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体、その他反社会勢力の構成員又はその関係者であるとき。
  - (11) 館内所定以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
  - (12) 宿泊者様が当ホテル内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれら類似品の所持もしくは使用する恐れがあるとき。
  - (13) ホテル館内及び客室内にて喫煙が発覚したとき。  
(万一喫煙が発覚した場合、客室クリーニング費用に要する全額を請求致します)
  - (14) 宿泊の申し込みをしたお客様が、第2条に基づく依頼に対し直ちに応じなかったとき。
  - (15) その他都道府県条例等の規定に該当する場合。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項(4)、(7)及び(8)の場合を除き、宿泊料金の返還は致しかねます。

## 第7条：宿泊者の登録

1. 宿泊者様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊者様の氏名、年齢、性別及び住所

- (2) 職業
- (3) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

## 第8条：客室の使用時間

1. 宿泊者が客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までと致します。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日、出発日及び清掃時間を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過1時間までは、基本室料金の10%
  - (2) 超過3時間までは、基本室料金の50%
  - (3) 超過3時間以降は、基本室料金の100%
3. 前2項に基づき宿泊者が客室を利用できる時間であっても、当ホテルは安全及び衛生管理の為、客室に立入り、必要な措置を取ることができるものと致します。

## 第9条：利用規則の遵守

1. 宿泊者は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第10条：料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第一に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロント又は当ホテルが指定する場所において行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第11条：当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行により、宿泊者に損害を与えたときは、その損害を宿泊料金の1泊分を上限とし、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当する場合は宿泊者の被った損害が填補されない場合がございます。

## 第12条：契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約は失効するものと致します。但し、当ホテルは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものと致します。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表第三に掲げる補償料を宿泊者様にお支払いをし、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第13条：寄託物等の取り扱い（※フロント設備があるホテル旅館に限る）

1. 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、紛失、毀損等の損害が生じたとき、それが不可抗力である場合を除き当ホテルは、その損害を賠償致します。但し、宿泊者様からあらかじめ種類及び価格の

明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き宿泊料金の1泊分を上限として、その損害を賠償致します。

2. 宿泊者様が、当ホテル内にお持込みになった物品のうち、フロントにお預けにならなかったものについては当ホテルに故意又は重大な過失がない限りその滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いません。

#### **第14条：宿泊客の手荷物又は携帯品の保管（※フロント設備があるホテル旅館に限る）**

1. 宿泊者様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限り責任をもって保管するものと致します。
2. 宿泊者様がチェックアウトした後、宿泊者様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。又、飲食類及び雑誌等についてはチェックアウト翌日まで保管し、ご連絡がない場合には当ホテルの任意にて処分させていただきます。
3. 当ホテルは置き忘れられた手荷物、携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意にて点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者様がこれに異議を申し立てることはできないものと致します。
4. 第1項及び第2項の場合における宿泊者様の手荷物及び携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、その滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いません。

#### **第15条：大浴場利用時の手荷物の管理（※大浴場設備があるホテル旅館に限る）**

1. 大浴場を利用される場合には貴重品（現金を含む。以下本条において同じ。）及びルームキーは、必ずフロントにお預けいただくものとします。
2. フロントにお預けになった物品の取り扱いは第14条1項の規定に従うものとします。
3. 貴重品及びルームキーを脱衣籠に入れたまま入浴する等、第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことにより生じた損害について、当ホテルは責任を負いません。但し当ホテルの責に帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重過失である場合を除き、宿泊料金1泊分を上限としてその損害を賠償致します。

#### **第16条：駐車場の責任（※駐車設備があるホテル旅館に限る）**

1. 宿泊者様が当ホテルの駐車設備をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車設備の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 宿泊者様のご利用時間は、原則ご到着からご出発までとさせていただきます。
3. 駐車設備敷地内での洗車は原則禁止致します。
4. 駐車設備内での事故等に関しては、当ホテルは一切の責任を負いません。
5. 駐車設備に駐車している車内に、貴重品及びその他の物品を留置しないようお願い致します。駐車設備内における盗難等については責任を負いかねます。

#### **第17条：宿泊者様の責任**

1. 宿泊客の故意又は重過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### **第18条：客室の清掃**

1. 宿泊者様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、宿泊プラン等による隔日清掃を除き原則として毎日行わせて頂きます。
2. 宿泊者様から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回以上、客室の清掃を行わせていただくものと致します。又、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
3. 宿泊者様は前項の客室清掃について、拒否できないものとします。

### 第19条：準拠法及び管轄

当ホテルと宿泊者様との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

#### 別表第一 宿泊料金の算定方法（第11条関係）

宿泊料金	内訳	
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税、入浴税等

(注)

1. 宿泊料金は施設館内、パンフレット及びホームページ等に掲載する料金表によります。
2. 宿泊定員数を超えての宿泊は、小学生以下の方に限ります。但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合がございます。
3. 法定の税金の他、サービス料をお勘定に加算させていただいておりますので、お心付けはご辞退させていただきます。

#### 別表第二 違約金（第5条関係）

契約解除通知を受けた日	連絡なしの不泊	当日～5日前
違約金%	100%	最初の1泊は100% 2日目以降は50%

(注)

1. %は、基本宿泊料金及び付帯料金に含まれる、他事業者様との提携宿泊プランにおける提携料金分の合計額に対する違約金の比率です。
2. 尚、提携する他事業者様が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が、上記違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として收受致します。
3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、上記別表第二に基づく、違約金額を收受致します。

#### 別表第三 補償料（第13条関係）

契約解除を通知した日	当日	前日	前々日
------------	----	----	-----

補償料%	100%	50%	20%
------	------	-----	-----

(注)

1.%は基本宿泊料金に対する補償料の比率です。

## ◆利用規約◆

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在していただくために、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規約を定めております。

この規約に違反したときは、宿泊約款第6条により、宿泊契約を解除することがございますので、予めご了承ください。

### 1. 火災予防上お守りいただきたい事項

1. ホテル館内及び客室内は暖房用炊事用の火気（付属設備及び貸出品を除く）及びキャンドルなどの使用はなさないでください。
2. ホテル館内及び客室内は全面禁煙となっております。  
（万一喫煙が発覚した場合、客室クリーニング費用に要する全額を請求致します）
3. その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

### 2. 客室定員を超えての客室利用は原則禁止致します。

### 3. 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 楽器の使用等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼす行為
2. 次に定める物品等の持ち込み
  - イ. 動物、鳥類等（盲導犬等を除く）
  - ロ. 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
  - ハ. 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
  - ニ. 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
  - ホ. 著しく多量もしくは重量のある物品
  - ヘ. 悪臭を発するもの
  - ト. ゴミ及び客室の衛生を妨げる物品
  - チ. 当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
  - リ. その他当ホテルが客室への持ち込みを禁止する物品
3. 公序良俗に反する行為
4. 他の宿泊者様にチラシ等の広告物を配布する行為
5. 館内の設備及び物品の移動、加工、持ち出し及び用途以外の目的での使用
6. 客室以外での所持品の放置
7. お客様用施設以外への立ち入り（緊急時態又はやむを得ない場合を除く）
8. ユニットバス、大浴場及び脱衣所での染毛・漂白剤の使用
9. その他当ホテル内での安全及び衛生管理の妨げになる全ての行為

### 4. 客室での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 営利を目的とした活動及び宿泊を目的としない利用

2. 外来者様との客室での面会
3. 客室の壁、窓等に写真ポスター等の貼付、その他ホテルの景観、外観を損なう物品等の掲示

**5. 客室ルームキーを紛失した場合は鍵交換に要する費用の全額を請求いたします。**

#### **6. 駐車設備の利用**

1. 宿泊者様のご利用時間は原則ご到着からご出発までとさせていただきます。
2. 駐車設備敷地内での洗車は原則禁止致します。
3. 駐車設備内での事故等に関しては、当ホテルは一切の責任を負いません。
4. 駐車設備に駐車している車内に貴重品及びその他の物品を留置しないようお願い致します。駐車場における盗難等については責任を負いかねます。

#### **7. ホテル館内設備及び備品等の破損について**

1. 宿泊者様の故意又は重過失により、ホテル館内設備及び備品等の破損があった場合、修繕費用又は新規購入費用の全額を請求致します。

**8.長期の宿泊契約により賃借権、居住権、借家法に関する権利が発生するものではありません。**